

第2期小田原市教育大綱及び第4期小田原市教育振興基本計画の策定について

1 概要

(1) 趣旨

平成28年(2016年)3月に策定した「小田原市教育大綱」及び、平成30年(2018年)3月に策定した「小田原市学校教育振興基本計画」については、令和4年度末に対象期間の満了を迎えることから、人生100年時代を見据えた「生涯の学び」の視点を加味するとともに、昨今の社会状況の変化に伴う教育行政を取り巻く動向を踏まえ、第2期小田原市教育大綱及び第4期小田原市教育振興基本計画を一体的に策定する。

(2) 位置付け

ア 教育大綱及び教育振興基本計画の法律上の位置付け

	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議の中で協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」の基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ策定	国の「教育振興基本計画」全体(基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項)を参酌し、その地域の実情に応じ策定
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

イ 教育大綱及び教育振興基本計画の位置付け

本市の教育の理念である教育大綱と、それらを具体的に展開する教育振興基本計画を連動させ、本市の教育に関する施策を総合的に推進するとともに、教育大綱と並ぶ教育の重要な理念である「おだわらっ子の約束」及び市の最上位計画である第6次小田原市総合計画「2030 ロードマップ 1.0」との整合を図りながら施策を推進する。

(3) 教育大綱及び教育振興基本計画の対象範囲

乳幼児期、学齢期、青壮年期、高齢期の生涯を通じた学びを対象範囲とする。

(4) 教育大綱及び教育振興基本計画の対象期間

これまで教育大綱の対象期間を4年間としていたが、教育振興基本計画と一体的な推進を図っていくため、対象期間を5年間として策定する。

【対象期間】令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間

2 教育大綱及び教育振興基本計画の体系等

(1) 体系図

第2期 教育大綱

【基本目標】

- 1 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばす自分づくり
- 2 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり
- 3 多様性を認め、生かしていく教育のまちづくり
- 4 生涯学び、活躍する社会を築く環境づくり

【重点方針】

- 1 学ぶ力
 - 2 豊かな心
 - 3 健やかな体
 - 4 関わる力
-
- 5 家庭教育支援
 - 6 幼児教育・保育
 - 7 学校教育
 - 8 地域とともにある学校
 - 9 学びの環境整備

第4期 教育振興基本計画

【基本目標】

- 1 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばす自分づくり
- 2 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり
- 3 多様性を認め、生かしていく教育のまちづくり
- 4 生涯学び、活躍する社会を築く環境づくり

【目指す姿】

生涯を通じた学びが保障され、学習者主体の学びが推進されている。
自分たちの幸せな社会を共に創っていく「社会力」が育まれている。

【方向性(重点)】

- 1 学ぶ力
- 2 豊かな心
- 3 健やかな体
- 4 関わる力

社会力
の育成

【基本姿勢】

- 誰ひとり取り残さない学びの推進
- 地域資源を生かした学びの推進
- 公民連携による学びの推進

【施策の展開】

- 1 社会教育
- 2 家庭教育支援
- 3 幼児教育・保育
- 4 学校教育・地域とともにある学校
- 5 学びの環境整備

(2) 基本目標

- **一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばす自分づくり**
それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、一人ひとりが自分らしく生きるための自分づくりを支援します。
- **地域ぐるみで取り組む教育環境づくり**
豊かで輝かしい未来をつくるため、家庭・地域・学校・行政や民間事業者等が連携し、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくりまします。
- **多様性を認め、生かしていく教育のまちづくり**
ひとや地域が持つ多様性を認め合い、伸ばし、生かしていくとともに、デジタル化社会に向けた教育を推進します。また、幅広い分野で国際的に活躍できる人材を育成するため、豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に生かし、社会力を育む小田原の地ならではの教育スタイルを確立します。
- **生涯学び、活躍する社会を築く環境づくり**
人生 100 年時代を迎えるに当たり、地域社会の課題解決に向けて、多様な主体と行政が共に考え、活動するとともに、一人ひとりが心豊かに暮らせるため、誰もが学び続け、活躍することができる環境をつくりまします。

3 策定のスケジュール

	教育大綱	教育振興基本計画
R3. 7月	第1回総合教育会議 …策定作業の概要等	
11月	第2回総合教育会議 …策定内容の検討	
R4. 1月	第3回総合教育会議 …策定内容の検討	
2月		第1回有識者会議 …策定作業の概要等
5月		第2回有識者会議 …現行計画の振り返り/ 計画体系、原案の検討
7月	第1回総合教育会議 …有識者会議の検討も踏まえた教育大綱の検討	第3回有識者会議 …原案の検討
8月		第4回有識者会議 …素案の検討/評価指標の検討
	教育委員会定例会…教育大綱及び教育振興基本計画の素案の報告 小田原の教育に関する市長との懇談会（市長、教育長、学生、保護者、学校関係者）	
9月	厚生文教常任委員会報告	
10月	パブリックコメント（9月15日（木）～10月14日（金））	
11月	第2回総合教育会議 …パブコメ結果の反映 教育大綱の確定	第5回有識者会議 …パブコメ結果の反映
	教育委員会定例会…教育大綱の報告、教育振興基本計画の確定	

小田原市総合教育会議名簿

氏 名	所 属 等
守屋 輝彦	小田原市長
柳下 正祐	小田原市教育長
吉田 眞理	小田原市教育委員（教育長職務代理者）
益田 麻衣子	小田原市教育委員
井上 孝男	小田原市教育委員
菱木 俊匡	小田原市教育委員

小田原市教育振興基本計画策定有識者会議名簿

氏 名	所 属 等
学識経験者	笠原 陽子 神奈川県教育委員会委員 玉川大学 教師教育リサーチセンター 独立行政法人教職員 支援機構玉川大学センター 担当 客員教授
	齊藤 ゆか 神奈川大学 人間科学部 人間科学科 教授
	重松 克也 横浜国立大学 教育学部 学校教員養成課程 社会科教育 教授
市 民	乃美 貴代美 公募市民
教育委員会	柳下 正祐 小田原市教育長
	吉田 眞理 小田原市教育委員（教育長職務代理者）
	益田 麻衣子 小田原市教育委員
	井上 孝男 小田原市教育委員
	菱木 俊匡 小田原市教育委員
学校関係者	杉山 尚美 小田原市小学校長会代表者（芦子小学校）
	磯辺 和彦 小田原市中学校長会代表者（橘中学校）
	岩崎 明美 小田原市幼稚園長会代表者（報徳幼稚園）